

平成17年3月30日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童（おおむね10歳未満の者をいう。以下同じ。）が病気の回復期に至らない場合又は回復期にあるため、集団保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする名護市病児保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童は、本市に住所を有している者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童
- (2) 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童

(対象疾患の範囲)

第3条 対象疾患は、次に掲げるものとする。

- (1) 風邪、消化不良症等の疾患
  - (2) 水ぼうそう、おたふくかぜ等の伝染性疾患
  - (3) 喘息等の慢性疾患
  - (4) やけど等の外傷性疾患
  - (5) その他診察医が入室可能と認める疾患
- 2 インフルエンザ、はしか、RS、アデノウイルス、ノロウイルス等の感染力が強いと診察医が認める疾患については、対象外とする。

(委託)

第4条 市長は、事業を次条に規定する実施施設を運営する者に委託して実施するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業を委託したときは、委託料を支払うものとする。

(実施施設)

第5条 事業は、あらかじめ市長が指定した病院・診療所、保育所等（以下「実施施設」という。）で実施する。

(実施方法)

第6条 事業の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の利用期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で、原則として継続して7日間までとする。ただし、市長は、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日間を超えて利用させることができる。
- (2) 事業の実施日及び実施時間は、市立保育所に準ずるものとする。

(登録申請及び利用手続)

第7条 事業の利用を希望する保護者は、あらかじめ名護市病児保育事業登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合には当該手続を事後に行うことができる。

2 市長は、申請書を受理し、適当と認めたときは、名護市病児保育事業利用者登録簿（様式第2号）に搭載するとともに、名護市病児保育事業利用登録承諾書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録した日から1年とし、必要に応じて短縮することができる。

4 登録手続を完了した児童の保護者が事業の利用を希望するときは、名護市病児保育事業利用申込書（様式第4号。以下「申込書」という。）を実施施設に提出しなければならない。

(費用)

第8条 保護者は、事業実施に必要な経費の一部として、別表の利用料その他事業の利用に際し要した医療費、移送費、食費等の実費を負担しなければならない。

2 保護者は、前項の利用料その他実費を利用する日又は利用する日の初日に実施施設に納付しなければならない。

(保護者の遵守事項)

第9条 事業を利用する保護者は、事業の利用に関し、市長又は実施施設の指示に従わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱及び平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家

庭局長通知「病児保育事業の実施について」に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第27号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に行われた手続等については、改正後の名護市病児・病後児保育事業要綱により行われた手続等とみなす。

附 則（平成24年9月25日告示第144号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際改正前の名護市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき登録を受けた者に係る保護者負担額については、改正後の名護市病児・病後児保育事業実施要綱に基づく利用料を適用する。

附 則（平成27年4月1日告示第98号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に使用されている様式は、当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則（平成29年3月31日告示第79号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日告示第53号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日告示第35号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に名護市病児保育事業実施要綱第7条の規定により登録を受けている者に係る当該登録の有効期間は、令和2年8月31日までとする。

別表（第8条関係）

児童1人に対する1日あたりの利用料

|   | 利用者世帯区分           |                       | 利用料    |
|---|-------------------|-----------------------|--------|
| 1 | 生活保護世帯または市民税非課税世帯 |                       | 0円     |
| 2 | 市民税所得割<br>課税世帯    | 0円以上 97,000円未満        | 500円   |
| 3 |                   | 97,000円以上 169,000円未満  | 1,000円 |
| 4 |                   | 169,000円以上 301,000円未満 | 1,500円 |
| 5 |                   | 301,000円以上            | 2,000円 |

備考 この表において「市民税所得割」とは、事業の利用があった日の属する年度（事業の利用があった日が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。）の所得割をいう